平成２４年（フ）第２８２号
北九州市小倉南区北方５丁目２番２―106号
破産者　寺崎　光浩
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５５号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地17番101号
破産者　山崎　政幸
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７２７号
北海道北広島市東共栄２丁目23番地２
破産者　穴田　剛己
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字瀬原181番地１、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割52番地９
破産者　佐々木友江
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５３号
岩手県北上市和賀町岩崎20地割72番地、開始決定時の住所札幌市北区篠路四条８丁目４―27　クオリア101号
破産者　八重樫重夫
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３１５号
川崎市宮前区菅生１丁目７番29号　ハイツリバーサイド101、申立時の住所川崎市宮前区菅生５丁目９番19号
破産者　西村　捷司
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
川崎市高津区子母口783番地　県営子母口プラザハイム４―504
破産者　菊地ちえみ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地
破産者　小澤　　恂
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
北九州市小倉南区大字堀越65番地
破産者　坪根　　仁
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６号
岩手県宮古市太田１丁目４番15号東海寮304号室
破産者　堀内　久光
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２１３号
奈良県橿原市法花寺町59番の１　朝日プラザ八木東209号
破産者　柏　　捷子
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８５号
相模原市緑区橋本４丁目11番11―308号
破産者　前田　直幸
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８１号
兵庫県尼崎市立花町２丁目21番４号　304、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目１番６号
破産者　金谷　昌子
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７３８号
広島市中区国泰寺町１丁目９番15―1406号
破産者　藤井　哲也
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１７３号
沖縄県宜野湾市大山３丁目29番14―401号　フラワーキャッスル大山
破産者　島袋　清子（旧姓劼生田）
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９０号
沖縄県沖縄市照屋５丁目17番５号
破産者　村山　和夫
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５４１号
埼玉県志木市本町６丁目７番10号　アビタシオンミカミ101号
破産者　新井　央心
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目74番地　シェモア園田402
破産者　堀田　富昭
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係